

（座席ベルト等）

第二十二條の三 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二條第三項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの イ 乗車定員十人未滿の自動車 ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のもの（第三号に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて、前向きのもの（以下この表において「前向き座席」という。） 前欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第二種座席ベルト」という。） 当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
二 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの（前号ロ及び次号に掲げるものを除く。）	前向き座席（告示で定める基準に適合するものを除く。） 前欄に掲げる座席以外の座席	第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
三 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
四 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト

	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
五 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

- 2 前項の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 第一項の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人未満の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。

（座席ベルト等）

- 第30条** 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、協定規則第16号第6改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1、8.1.6又は8.1.7に定める基準のいずれかとする。
- 2 座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第2改訂版の規則5、6及び7に限る。以下同じ。）に定める基準とする。
 - 3 座席ベルトの構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足改訂版の規則6、7及び8.1から8.3.5までに限る。以下同じ。）に定める基準とする。
 - 4 運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第4項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては協定規則第16号第6改訂版補足改訂版の規則8.4（8.4.1.1を除く。）に定める基準、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）にあつては別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準とする。

（座席ベルト等）

第108条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第80号の技術的な要件に定める基準に適合するものであること。
- 二 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。
- 2 保安基準第22条の3第1項の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
- 3 保安基準第22条の3第1項の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
- 4 座席ベルトの取付位置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
- 5 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの又は協定規則第16号の技術的な要件に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有するものであって、装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。
- 6 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第4項の告示で定める基準は、第1項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。
 - 一 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
 - 二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない。

三 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

（座席ベルト等）

第186条 保安基準第22条の3第1項表中の告示で定める基準とは、次の各号に定める基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定期則第80号の技術的な要件に定める基準に適合するものであること。
- 二 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席のうち車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。
- 2 保安基準第22条の3第1項の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
- 3 保安基準第22条の3第1項の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
- 4 座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - 二 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。
 - 三 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - 四 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - 五 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。
- 5 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられた座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づく座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
- 6 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - 二 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
 - 三 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

- 四 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
- 五 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
- 7 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト又は協定規則第16号の技術的な要件に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有するものであつて、装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。
- 8 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第4項の告示で定める基準は、第1項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。
 - 一 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置。
 - 二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつては、この限りでない。
 - 三 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置。